

令和7年度第2回福島県環境影響評価審査会

議事概要

(令和7年10月27日開催)

1 日時

令和7年10月27日（月） 13時30分～14時40分

2 場所

杉妻会館3階百合（福島市杉妻町3-45）

3 議事

（仮称）新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書

4 出席者等

- (1) 福島県環境影響評価審査会 9名
- (2) 事業者
（仮称）新郡山布引高原風力発電所 6名
- (3) 事務局 4名
- (4) 傍聴人 8名

5 議事概要

議題については、福島県環境影響評価審査会長を議長として審議を進めた。

(1) (仮称) 新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書

事業者が事業概要及び審査会委員・専門委員の事前質問に対する説明を行った後、以下のとおり質疑応答を行った。

【審査会委員・専門委員】

(資料2 1の) 質問2について、一つ一つの沈砂池からの排水量を計算されていると思うのですが、この場所の特異性というか、テーブルマウンテンのような、複数の溪流の谷頭部になっている。例えばA、Bと2つが流れていて、前はAの方に流れていたものが、沈砂池を設けたことでBの方に流れるようになってしまったといったことが、トータルで見たときに溪流の流量が変わってしまうことにより、水の流れが色々なものに影響すると思う。流量を計算していただいているので、今まではこうだったけれど、新しくなるとこうなるということを示していただければよいと思い、質問させていただきました。

【事業者】

御質問の件、読み取りがうまくできておらず、大変失礼しました。補足いただいた内容について、趣旨は大変理解するところです。厳密な計算はまだしていませんので、ここで明確な回答をすることは難しいのですが、概ね流域を大きく変えるような排水計画としていませんので、そこまで極端な心配はないかと思えます。ただ、示した方が分かりやすいという点は理解できましたので、ありがとうございます。

【審査会委員・専門委員】

(資料2 1の) 質問4のところで、「対応を検討することとしていました」としているところについては、実際には検討に至らなかった理由を回答できるように、今書いていることを住民に説明いただくようにした方がよいかと思えます。

次のところ(資料2 1の質問5)で、累積的影響が小さいということが書かれていて、若松ウインドファームとの距離が2kmとのことですが、その2km範囲と、計画している風車の2km範囲の両方からの影響が一番北側の方の青い点(住宅)に影響がないかということが、地形が分からないので問題がなさそうにも見えるが、問題があるのであれば検討しなければならないと思う。

1/3 オクターブバンド別の詳細条件には、風速が14mとかなり早い状態で卓越音が発生しているように見えることについて、実際に14mほどの程度の頻度で起きるものなのか。あるいはそれを下回ったときに、どういう特性があるのか読めないと思います。実際に14mのようなものが吹くところなのか。風配図を見てもそこまでは見えないように見える。それよりも風速は低く、発生音の周波数特性も変わってくるのではないかとということが気になりました。

(風車が) 今よりも倍くらい大きくなるので、その倍以上の距離があった方が、よいと考えます。現在苦情が出ていないからではなく、これから先に出ないとは言えず、出る可能性はあると考えて対応しましたと言える方が、会社としても良いのではないかと。

それからもう一つ、準備書 370 ページ等に道路の位置図があるのですが、大型の風車の支柱とかは 49 号を通ってきて、それ以外のものは 294 号を通るので、それで調査しているということはわかりました。白河街道のところの曲がるところで騒音測定されているのですが、南側のバイパスは開通したと聞いています。どちらの道を使うのか考えを聞かせてもらえればと思います。

【事業者】

基本的には国道 294 号から、風車の部材、タワーとかブレード、あとナセルと呼ばれるもの全てを運びます。生コンなどの部材以外のものといったものについては、どこから供給するのかということもありますので、そういう意味では東側から来るのもあるかと思っています。

【審査会委員・専門委員】

294 号の白河街道を通った角になるというか、その南側の通りが建設中だったものが開通したと聞いた。北側の角張ったような道路は便利さが今まで通りあると思うが、南側の道路の方が道路幅も広いので利便性がいいのでは。建設時には住居の存在や渋滞を考えると、南側の道路を使って運行した方がいいと思うが、どのようにお考えか。

【事業者】

おそらく阿武隈バイパスと呼ばれるバイパスが最近供用を開始しまして、我々としても住宅から離れたりますので、使えるのであれば使っていきたいと考えています。カーブの仕方とかも変わるので部材によってはこちらで示している縦の道を通行せざるを得ないかもしれないので、検討を進めているところです。

【審査会委員・専門委員】

測定のところは 294 号の結果がのっていたので、こちらを使う想定と思いますが、南側が開通したのであればそちらを使うことも検討が必要と思う。

それから、非常に狭い道路を上がっていくので、騒音の予測として 9 dB くらい増えるが、その地点は勾配があって登坂するような登坂道路になるのか。

【事業者】

平坦なところで、歩道等が無いので非常に路肩が迫っているなのでその影響が出ている。

【審査会委員・専門委員】

前半の回答がまだなのでお願いします。

【審査会委員・専門委員】

風速 14m ということがどれだけ再現するのかということと、それよりも低いところでどのようになっているのか分からないという点について。

【事業者】

基礎資料については限られているので知見の集積に努めるということで代えさせていただきます。

冒頭にいただいた話にも回答できていなかったと思いますが、北側にある会津若松ウインドファームさんは事業計画の詳細が我々も分かっていない状態でありまして、あまり南に延びないのではないかという楽観視しつつも、どうなるかわからないという現状です。今一番近いところで影響の比較なのですが、御指摘いただいた東又と呼ばれる地区、大きくは赤津という地区になりますが、日ごろより地権者とコミュニケーションをとらせていただいています。やってみないと、というところについては、問題が起これば速やかに対応を取らせていただきたいと考えているところでございます。

【審査会委員・専門委員】

数点コメントと質問をお願いします。第一点が2007年2月に運転を開始して18年経過していますが、樹木の伐採は枝払い程度ということですがけれども、可能であれば2007年から18年間で樹木がどう成長したのかが分かれば、枝払い程度でよいのかが理解できると思うので、その前後の写真があれば入れていただければと思います。

もう一点は、今の風力発電やメガソーラーなどの太陽光発電に共通する課題なのですが、森林伐採と絶滅危惧種など、特に鳥ですね、渡り鳥を含めてハチクマとかサシバとかミゾゴイ等を極力保全してほしいのが、国民・住民の強い意識が芽生えていますし、政府もその方向で動いていますから、そういった点も含めて保全を心がけてください。

もう一点ですが、鳥が飛び去った後に工事の再開が可能ということがいくつかの情報には記載されているのですがけれども、出典を調べてもよくわからないので、出典があれば鳥が飛び去った後に工事の再開が可能であることを明記していただければと思います。

もう一点、大事なこととなりますが、風力発電所を更新することですから、古い風力発電機を廃棄処分、リサイクルについてどのような方法とするのかどうか分かりませんが、法的にはリサイクルについてはこうするべきということが今年の初めころに整理されていたと思います。そういった点も含めて、対応方針を検討いただければと思います。

他の先生からも指摘がありましたが、流域の水質汚濁防止を図る上では、調整池や布団かごの設置で流出防止を図ることとしていますが、そういったものの管理に十分配慮ができればと。他の先生がいつも指摘されていることですが、調整池や沈砂池に溜まった汚泥中の放射性物質がどうなっているのかということも重要かと思えますから、十分配慮されているとは思いますが、留意事項として指摘させていただきます。

【事業者】

御意見ありがとうございます。今いただいた御意見について、過去の写真等のデータ等の程度残っているのかということもあるので、前後の写真の比較ができるようであれば示し方を検討したいと思います。保全に関しましては、保全措置を記

載しています。当然それらのことをやっていきますし、新たに有効な方法があるということであれば、そういった方法も採用して対応していきたいと考えております。

工事の再開といった件につきましても、そういった状況が生じた場合には、必要に応じて専門の先生に相談しながら対応している事例もありますので、そういったことが分かれば事業者としても慎重な対応をしていければと考えています。

古い風力発電システムを撤去した後のリサイクルですけれど、リサイクルできるものについては、できる限りリサイクル・有効利用の方を図るように進めています。ブレード等 FRP を使っているものについては、今有効利用の手段が限られていまして、中々難しい状況があるのですけれども、それについても自治体の取組の中で今後やっていく話が一部のところでもありますので、情報を得ながら極力できるのであれば有効利用を進めていきたいと考えています。

【審査会委員・専門委員】

(資料2 1の) 質問3を質問させていただきましたが、他のところもそうなのですが、事業地内のメインのところは地盤改変が少ないとなっていますが、工事用道路などで守られなくて大規模になってしまうということが見られます。道の最後のところがつづら折りで、急傾斜地で、浸食も一番盛んなところですから、土砂の移動はシビアにならなければならないと思いますが、環境影響評価から離れて(工事の)計画のところになってしまうかもしれませんが、そこに盛土をしてこの部分を大規模にしてしまうと危険かなと思いますので、配慮をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【事業者】

工事の業者ではないのである程度発言に限界はあるかと思いますが、補足をさせていただければと思います。改変・伐採については、つづら折りのところが一番大きくなるのは御認識のとおりでございます。そこについては保安林もかかっていますので、そこでは協議等が入ることになります。盛土以外にも架台を計画しているところですので、強度の問題と施工上の問題もありますが、そういったものを使いながら影響が小さくなるよう配慮していければと考えています。

【審査会委員・専門委員】

累積的影響について懸念がありましたのでお願いします。あくまでもこの計画はリプレースということで現在も環境に影響を与えていて、リプレースするだけなので、それほど大きな影響はないというスタンスで書かれている感じがしています。ただ、状況としては周辺に次々と大規模な風力発電事業が実施されていますので、この事業は改めて後続の事業として、周辺の発電所と複合してどのくらい影響があるかということについては詳しく明記する必要があると思います。(準備書の)記述は少しあっさりしているので、これだけたくさんの発電所がある場合の影響についての具体的な方法を、次の準備書で明記してほしいと思いますがいかがでしょうか。

【事業者】

要望を整理させていただきますと、現段階は準備書の審議を行っていただいておりますので、次の評価書ということで承らせていただければと思います。おそらく環

境省の方では、複合的、累積的と単語が迷走しているところがありますが、こちらでは累積的影響という言葉を使わせていただいています。今現状では調査が終わって、予測評価をしたものをまとめさせていただいています。評価書に行く前に、具体的な周辺の事業の計画が見えてきた際には検討のしようがあるかと思いますが、周辺事業は計画段階のものがほとんどですので、どのような風車が建つのか分からないので、周辺の更新状況を見ながら累積的影響が明らかになるよう配慮していきたいと思いますが、複数の他事業者の情報ということで限界はあるので、御理解をいただきたいということで発言させていただきます。

【審査会委員・専門委員】

できる限り盛り込んでいただいて、累積的影響はみな気にしているところですので、できる限り細かい記述をお願いいたします。

【審査会委員・専門委員】

資料の1の9ページ目のところで、積み替え場の地権者との協議が不調で代替を含めて検討中とありますが、代わりの場所となるとその影響評価が必要になるかもしれない。その辺のお話を聞かせていただきたい。

【事業者】

御指摘の通り、場所が変われば影響の対象も変わってきますので、決まった場所に応じて対応をとらせていただく方針であります。現状準備書を作る段階での想定と事情が変わったということで補足したものになります。

【審査会委員・専門委員】

不調となった理由は、影響を懸念してということか。

【事業者】

あまり具体的には申し上げられない部分もありますが、このあたり一帯は農地ということもあって、環境影響というよりは、農地を一時的にヤードとして利用することによって、再び農地とすることに懸念を持たれる方が多いかなという印象ではあります。

【審査会委員・専門委員】

例えば、既設のものを作ったときにも積み替え場があったと想像していますが、今回そういったところは配慮せず、新しく農地に一時的に積み替えするという理解でよろしいか。

【事業者】

今の風車は今回のものよりも小さかったということもあって、そういった用地を確保しているわけではないので、今回は新たに設けなければならないというところ です。

【審査会委員・専門委員】

この次の段階で、こういった場所が変わってしまうと、影響評価の意味がなくなってしまうところもあるので、そこはできる限り配慮して、評価書に移っていただければと思います。また、赤津のカツラを回避するということですが、これも規模が違うものなので、前回は赤津のカツラを回避せずに運べたものが今回は運べない。どのくらい木を伐採するということにも関わってくるので、規模が大きくなったことによる影響は懸念されることですから、十分に配慮した評価書にさせていただきたい。

【審査会委員・専門委員】

会津若松ウインドファームの増設事業について、何もわからない中で評価することは難しいと思いますが、御社の設置工事の後の事後調査の際には相手側の設置の状況が分かると思うので、事後調査を追加で行うことは可能ですか。

【事業者】

ここで明言することは難しいということと、時系列で行きますと、弊社の準備書の後に、会津若松ウインドファームの準備書が出てきますので、その際の審査が一つの指針になってくるかと思います。その結果によって、弊社の事業に大きな影響を及ぼしうるということであれば、追加の調査を検討する必要があるかと思いますが、そちらの結果で特段問題が無いようであれば、それを優先すべきことと思いますので、事業者を複数またがる話にはなりますが、そちらの審査で見ていただく形になるかと思います。

※ 以上で質疑応答は終了した。

(2) その他

事務局から、知事意見通知までの手続き等について説明した。